

地域医療構想（案）に対する意見について

1 市町村からの意見

（医療法第30条の4第14項の規定に基づく意見聴取）

（1）照会日 平成28年3月 3日

（2）期 限 平成28年3月30日

（3）意件数 5件（4市）

（4）意見の内容

【主な意見と県の回答】

①医療提供体制について

・日常の医療、緊急時の医療、在宅医療体制の整備、特に周産期、小児、救急医療の拡充・強化が課題であり、市民が安心して医療サービスの提供が受けられる地域医療構想となるよう要望する。

→ 将来あるべき医療提供体制を実現するための施策として、周産期医療や小児医療を含む5疾病5事業の拠点病院等の強化や、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

②必要病床数について

・医療提供体制の見直しを進めるに当たっても、必要病床数の考え方は、「拘束力のあるものとは捉えない」「適正で効率的な医療提供体制確立に向けては各医療機関の自主的な取組を基本とする」という考え方を尊重してもらいたい。

→ 地域医療構想において、必要病床数については「拘束力のあるものと捉えず、目指すべき目標」としており、地域の実情に応じて、県や医療関係者等で話し合い、将来の医療需要の変化を共有し、それに適した医療提供体制を構築するための関係者による自主的な取組を基本として進めてまいります。

③将来あるべき医療提供体制を実現するための施策について

○人口など、地域の違いによって、医療サービスや自己負担に差が生じないような施策も記載していただきたい。

→ へき地における医療提供体制の確保にあたっては、これまでも診療報酬制度や保健医療計画に基づき、様々な対応がとられておりますが、各地域の課題を精査し、地域医療介護総合確保基金の活用も検討しながら、必要な施策を講じてまいります。

（施策を適宜見直す旨を追記。）

※○は地域医療構想（案）を修正した意見

2 保険者協議会からの意見

(医療法第30条の4第14項の規定に基づく意見聴取)

- (1) 照会日 平成28年3月 3日
(同日開催の保険者協議会において説明も実施)
- (2) 期 限 平成28年3月30日
- (3) 意見数 25件 (総論 3件、各論 22件)
- (4) 意見の内容

【主な意見と県の回答】

①必要病床数について

- ・地域住民が必要な時に必要な医療が受けられる病床数とされたい。
また、医療費適正化の観点から、過剰な医療提供を避け、適正な病床数とされたい。
 - 地域医療構想により、医療関係者等が将来の医療需要の変化を共有し、自主的な取組を基本としながら検討することで、需要に応じた適切な医療提供体制、病床数になっていくものであると考えています。県としても、各医療機関の取組を後押しする施策を講じます。
- ・急性期から回復期へ転換する病床数も併せて、病床の不足がないように確保をしていただきたい。
 - 病床機能報告により病床数を確認し、地域医療構想調整会議等において、県や医療関係者等で共有しながら、適正な医療提供体制の実現に向けた取組を進めます。

②在宅医療等について

- ・療養病床数の削減については、受け皿となる地域の在宅医療、介護の状況を把握し、在宅医療、介護に係る人材の確保、インフラの整備を担保されたい。
 - 療養病床の削減ありきではなく、在宅医療等の提供体制整備等、受皿確保に向けた取組を進めながら、慢性期病床から在宅医療等への転換を図ってまいります。
- 単独高齢者の方も念頭に置いて病床の在り方・在宅の在り方を考えていくとことを強調していただきたい。
- 在宅医療等においては、世帯構成について検討を行う必要があ

ると考えられることから、世帯数について地域医療構想に追記します。

(世帯数の資料を追記。)

③地域医療構想の見直しについて

・毎年進捗状況を把握し、必要に応じて修正していくような仕組みをつくっていただきたい。

→ 地域医療構想調整会議にて、随時その達成状況を確認するとともに、今後のインフラ等の整備等、社会経済状況の変化により、患者動向についても変化が見られる場合等、適宜見直しを行います。

④県民への周知・啓発

・今後、県政モニターのアンケートを実施するなどして、意識調査などを実施していくことを検討していただきたい。

→ 策定後においても、県民の皆様のご要望に応じて説明にお伺いし、今後の地域医療構想の実現に向けた取組の進め方について、ご意見をお聴きしたいと考えております。

・充実した余裕のある病床数となると税金に跳ね返ってくるという部分を理解していただくことと、健康づくりが本当に重要であるということの両方から言っていただきたい。

→ 限られた医療資源を有効に活用するためには、医療需要に見合った提供体制が必要であることを含め、策定後においても出前講座などにより地域医療構想の周知を図り、健康づくりについても、望ましい生活習慣の定着など、県民の皆様への啓発を行います。

⑤その他

○専門用語が使われる初回の時には、できれば脚注などをつけていただきたい。

→ 地域医療構想調整会議等においてご指摘いただいた箇所を中心に、注釈を付けておりますが、保険者協議会においてご指摘いただいた「地域医療介護総合確保基金」については、改めて注釈を付けております。

(注釈を追加。)

※○は地域医療構想（案）を修正した意見

3 パブリックコメントにおける意見

(1) 実施期間 平成28年3月16日～4月14日

(2) 意見数 32件(10人)

(3) 意見の内容

【主な意見と県の回答】

①医療提供体制について

- ・産科については、遠隔出産を進めるのではなく、地域の衰退を招くことにならないよう、周産期医療と小児医療の充実を図らなければならない。飛騨圏域については、県内の他圏域との格差が拡大することのないように十分な医療提供体制の構築を考えてもらいたい。
- 医療の適切な提供は、地域での生活の基礎となるものであり、各医療圏のバランスのとれた医療提供体制については、県全体の医療の検討の場である「地域医療対策協議会」での議論も踏まえながら、検討してまいります。

②必要病床数について

- ・急性期病床を削減すれば、在宅医療を受ける患者が急変した際の受け入れが困難になると思われる。さらに病床削減は、困難な実態にある在宅医療の現場を更に疲弊させることにつながる。
- 地域医療構想は、将来の医療需要に基づいて適切で効率的な医療提供体制を構築するため、関係機関に自主的に取り組んでいただきたいものです。医療需要は、急変時の入院も含めて推計されており、この推計を踏まえ、地域包括ケア病棟など、在宅医療を支える機能を備えた病床機能が整備されるよう、地域医療介護総合確保基金等を活用しながら支援してまいります。
- ・病院のベッド削減は率先して公立病院が行うべきではないか。
- 地域医療構想は、地域の実情に応じて、県や医療関係者等で話し合い、将来の医療需要の変化を共有し、それに適した医療提供体制を構築するための自主的な取組を基本としておりますので、公立、民間の病院を問わず、広く関係者に将来の医療提供体制をご検討いただきたいと考えます。

③在宅医療等について

- ・在宅医療・介護の体制づくりについて、地元任せにするのではなく、県としてもしっかりと関与していただきたい。
- 在宅医療を推進するため、多職種(医師、歯科医師、看護師、

薬剤師、保健師等)のプロジェクトチームによる課題の洗い出しとその支援策の検討を行うほか、市町村ごとの課題に対応するため、サポートチームの派遣を予定しており、地域とともに在宅医療の体制づくりを進めてまいります。

④地域医療構想の見直しについて

○ 県内全体で均衡のとれた構想となるように、「見直すべきところは見直していく」方針で、検討・研究を継続されたい。

→ 今後、圏域ごとに地域医療構想の実現に向けた取組を進める予定であり、その中で、地域の実情に応じた対応を検討してまいります。各地域特有の課題に対する施策が必要であると考えられる場合には、将来あるべき医療提供体制を実現するための施策を見直し、新たに実施し、各圏域のバランスのとれた医療提供体制が構築されるよう努めます。

(施策を見直す旨を追記。)

⑤県民への周知・啓発

・県民への説明会が必要ではないのか。県民へのPRについて記載すべきではないではないか。

→ 将来あるべき医療提供体制を実現するための施策において、地域医療構想の推進、周知及び啓発に努めることとしており、今後も、県職員の出前講座を実施する等、広く県民の皆様にご理解いただけるよう努めてまいります。

⑥患者の流出入について

・「高度急性期」を含めた「急性期」と「回復期」、「慢性期」の役割分担について、見直しも含めて今後も継続した対策を講じていく必要があるのではないかと。長期入院が必要な患者については、地元で治療を受けられる仕組みを構築してもよいのではないかと。

→ 高齢化の進行などにより、患者の移動が難しくなることも想定されるため、患者動向について変化が見られる場合には、都道府県間の調整を適宜行う旨を記載しております。また、病床の機能分化、医療と介護の連携により、医療需要に対応した体制が整備されるよう支援します。

※○は地域医療構想(案)を修正した意見